

令和5年第1回三浦市議会定例会・吉田英男市長施政方針

令和5年度各会計予算案並びに関連する諸議案をご審議いただき令和5年第1回三浦市議会定例会に当たりまして、議会並びに市民のみなさまのご理解とご協力を賜りたく、私の市政に臨む基本的な考え方を申し上げたいと思います。

§ 1 市政執行に関する基本姿勢

私の市政執行における基本姿勢は、
市民にとって「あったかいまち」
「ロハス」な魅力で選ばれるまち
「3つのS」で高効率・高性能の財政体質
さらに「市民のいのちを守る災害への備え」であります。自らの基本姿勢に徹し、市政を執行して参りたいと思います。

§ 2 予算編成の基本的な考え方

令和5年度は、三浦みらい創生プラン後期実施計画の3年目であります。計画に掲げる基本目標や重点施策を着実に推進・管理することが必要であります。

人口減少などの全国的な課題に加え、公共資産の維持・活用、地域経済の活性化のための基盤強化など、本市において想定される課題について、市の役割を果たし、持続可能な市政運営を行うため、行政改革を進め、身の丈財政を基本に、質の高い市民サービスの提供へつなげることを目的に、予算編成を行いました。

§ 3 新型コロナウイルス対応

はじめに、市民のみなさまの命を守る新型コロナウイルス対応でございます。

長期にわたり、感染防止対策にご協力をいただいている市民のみなさまに改めて心から感謝申し上げます。感染者数は減少傾向にありますが、現状に対し気を緩めることなく、国の方針に基づき、県や関係機関と協力し、ウィズコロナの取組を進めて参ります。

市立病院は、引き続き、市民のみなさまの安全安心に寄与する医療の提供を行うとともに、国の新型コロナウイルス感染症の5類引き下げに適切に対応して参ります。

各種イベントは、令和4年度に三崎港町まつり、三浦海岸桜まつりなどが再開され、3月5日には三浦国際市民マラソンも開催されます。令和5年度は、感染防止対策に対応した各種イベント開催ができるよう準備を進めて参りますので、市民のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

§ 4 三浦市における安定した雇用を創出する

重点的に取り組む施策の1つ目の基本目標は、「三浦市における安定した雇用を創出する」であります。

この基本目標のもとに3つの重点施策を位置付けており、1つ目は、農業、漁業、観光業の連携による観光振興であります。

入込観光客数及び観光客消費額を増加させ、観光の産業化及び雇用創出を図るために、回遊性の向上と滞在時間の延長が必要です。従来を取組に新たな魅力を付け加え、取り組んで参ります。

また、昭和60年から三浦市が提唱してきた「海業」が、国の水産基本計画等に位置付けられました。海業は、水産業を核に、海を資源とし、海の持つ多様な価値や潜在能力を経済活動の対象とする産業群等の集まりを示す地域活性化のキーワードであります。

三方を海に囲まれる三浦市にとって、海業の持つ可能性は計り知れないと考えております。

令和5年度を海業元年と位置付け、海業発祥の地として、様々な事業において官民連携により、海業日本一のまちづくりを目指した取組を進めて参ります。

海業推進事業につきましては、「みうら・みさき海の駅“うらり”」を基点として、海を楽しみ、海を味わい、海に憩うという海の駅の基本コンセプトのもと、市外からの誘客を図り、特産品や海を活用したプロモーションイベントを実施します。

また、みうら学・海洋教育研究所と連携し、市内の小中学生がみうらの海に親しむイベントを実施いたします。

観光の核づくり推進事業につきましては、城ヶ島西部地区まちづくりプロジェクトを推進するため、新たな広場の整備に必要な設計及び用地取得を行い、観光客の滞在が可能な城ヶ島西部地区の玄関口を創出します。

また、城ヶ島の市道1530号について用地を一部取得し、拡幅整備を行うほか、城ヶ島灯台公園及び城ヶ島灯台付近の遊歩道の整備を行います。

さらに、二町谷地区では、県と連携し、二町谷北公園、浮棧橋及び地区内事業用地を活用したブランディングイベントの実施を支援するとともに、三崎漁港へスーパーヨットを誘致するため、積極的な誘致活動を実施することにより、海業を推進します。

みうらの魅力発信事業につきましては、三浦の地域資源や特産品を前面に出した「三浦ならではの」のイベントを通じてシティ・セールスを実施し、また、三浦市地場産品消費拡大協議会と協働し、三浦の「食」と市内観光資源を合わせた、オール三浦としてのPR事業を実施し、地場産品の消費と販路の拡大を目指します。

みうらシティ・セールス事業につきましては、民間事業者、近隣都市、大学等との連携によりまして、新たな地域資源の創造を行うとともに、効果的な情報発信により、国内の宿泊・日帰り旅行、教育旅行、外国人観光客等の誘致を促進し、来遊客の増加を目指します。訪れる人に地域の魅力を感じてもらい、新たなみうらファンの獲得を図ります。

また、京浜急行電鉄及び三浦市観光協会と連携した「三浦観光情報発信協議会」において、市内への来遊客の増加を図るため、観光情報を発信し、各地域観光行事に対する支援を行うとともに、観光資源を活用した集客促進事業を行います。

さらに、観光客の回遊性の向上、滞在時間の延長及び観光客消費額の増加を図ることを目的として策定した「ぐるっと三浦・まちなかサイントータルプラン」に基づき、三崎地区1箇所の観光解説板をQRコードを用いた観光解説板に更新します。

2つ目の重点施策は、経営支援と企業誘致であります。

二町谷地区埋立地への企業誘致につきましては、海業プロジェクトを推進するため、海の玄関口として整備した二町谷浮棧橋と事業用地をつなぐ西側荷捌き施設等の活用に必要な関係機関との協議を行います。

城山地区利活用事業につきましては、契約候補者と対象用地の利活用における課題を協議し、土地売買契約を締結します。また、事業者が行う対象用地の利活用に必要な支援を行います。

創業・事業承継等中小企業支援事業につきましては、三浦商工会議所や地域金融機関等との連携により、創業や事業承継を支援するためのセミナーの開催や相談対応を行います。特に事業承継を行おうとする事業者向けには、引き続き横須賀市と共同で「ベンチャー型事業承継」に特化したセミナーを開催します。

また、中小企業信用保証料の一部助成を継続して参ります。

3つ目の重点施策は、水産業・農業・商工サービス業の振興であります。

海業の核となる水産業につきましては、漁業及びその関連産業を活性化するため、安全で安心な水産物の安定供給とともに、三崎ブランドの価値向上を目指し、国・県・関係団体と連携し、遠洋・沖合・沿岸漁業の拠点である三崎漁港の高度衛生管理化を進めて参ります。

令和5年度は、三浦市超低温冷蔵庫等の整備工事等を行って参ります。

また、三崎漁港輸出促進協議会が実施する沿岸物等のブランド化推進に関する取組、三崎漁港の水産物の輸出促進に資する事業を支援します。

市営漁港につきましては、間口漁港内の未利用地を、地域活性化を図る目的で有効活用するため、江奈地区に引き続き、間口地区の駐車場整備に伴う舗装等の工事を実施し、指定管理者制度による駐車場の運営を開始します。

また、三崎漁港で水揚げした遠洋まぐろはえ縄漁船への奨励金の交付のほか、業界と一体となった遠洋まぐろ漁船の基地港へのトップセールスや、かつお一本釣り漁船をはじめとする県外の沖合・沿岸漁船の誘致により、引き続き市場取扱量の増加に取り組んで参ります。

農業につきましては、農業産出額を維持するため、下宮田、諸磯、小網代地区等の畑地かんがい施設、農道及び排水路の総合的な整備や有害鳥獣被害対策への取組等により営農環境の改善を図って参ります。

また、引き続き、三浦市農業協同組合が行う市場関係者へのトップセールスや消費者への三浦野菜のPR等の取組に対する支援を行って参ります。

農業後継者対策につきましては、三浦市農業後継者対策実行委員会が実施する市内青年農業者と都市在住者との農業体験型交流イベントの開催を支援し、後継者不足の改善を図って参ります。

商工サービス業につきましては、市内まちおこし団体の支援として、三浦海岸まちなみ事業協議会をはじめとした、市民主導による地域活性化のための取組を支援して参ります。

住宅リフォーム助成事業につきましては、市内事業者が施工する市内の住宅及びマンションのリフォーム工事に対し、20万円以上を対象工事として1件7万円の助成を引き続き行って参ります。

§ 5 三浦市への新しいひとの流れをつくる

重点的に取り組む施策の2つ目の基本目標は、「三浦市への新しいひとの流れをつくる」であります。

この基本目標のもとに1つの重点施策として、ライフステージ・ライフスタイルに応じた多様な居住の促進を位置付けております。

移住定住促進事業につきましては、三崎漁港グランドデザインのブラッシュアップ及びアクションプランの実施により、三崎漁港を中心としたまちの魅力を高めることで関係人口の創出を図り、海業を推進します。

また、移住希望者を対象とした相談窓口の運営のほか、セミナーや講座などのイベント開催等により、移住者数の増加を図ります。

令和6年6月に供用開始予定の子育て賃貸住宅等の整備につきましては、引き続き建設工事を進め、家賃等、運営に関する検討を行い、入居者の募集を行います。

また、建設工事のモニタリング業務を実施します。

§ 6 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

重点的に取り組む施策の3つ目の基本目標は、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」であります。

この基本目標のもとに4つの重点施策を位置付けており、1つ目は子育て世代の経済的負担軽減であります。誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、三浦らしいあたたかい子育て支援策を実施し、三浦市としてできることを、幅広く、力強く進めて参ります。

小児医療費の助成につきましては、10月から対象年齢を18歳まで引き上げます。

また、県補助の児童対象年齢が、小学校卒業までに引き上げられますが、所得制限等対象外の世帯につきましても、引き続き市で助成を行って参ります。

小中学校の就学援助費につきましては、所得による認定基準を生活保護法に定める最低生活費の1.5倍にするほか、見直しを図ります。

食料費の高騰により、給食費の値上げをさせていただきますが、令和5年度は、値上げ分を補助することで保護者の負担軽減を図ります。

子育て世代包括支援事業につきましては、保健師・助産師などの専門職が妊産婦等に関する相談を受けて支援をつなぐ伴走型相談支援を行うとともに、妊娠時と出産時にそれぞれ5万円ずつ、計10万円の経済的支援を行います。

産後の母子支援につきましては、産婦健診に係る費用の補助を1回から2回に増やします。

また、令和5年度に生まれた児童の保護者を対象に、カタログから自由に選べる紙おむつ等の育児用品を上限1万円まで支給する事業を引き続き実施します。

さらに、家事・育児等に対して不安を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等の居宅を、支援員が訪問し、育児・家事等の支援を行う事業を行います。

児童虐待防止事業につきましては、児童虐待の発生予防や早期発見につなげる啓発活動を11月の児童虐待防止月間に合わせて実施いたします。

また、育児に関する不安を抱える保護者への対応として、親子のコミュニケーションや子どもの問題行動への対処方法などを学ぶ親向けの子育て支援プログラムを実施し、きめ細かな子育て支援を図ります。

さらに、児童虐待防止に資するため、親子相談センターひなたぼっこに、子ども家庭支援員配置等の要保護児童に対する支援体制の充実を図ります。

2つ目の重点施策は、子育て世代のワークライフバランスの推進であります。

子育てをしながら多様な働き方を実現できる社会づくりを目指し、取り組んで参ります。

留守家庭児童の放課後における健全な育成を図るため、子ども・子育て支援法に基づいた放課後児童クラブの運営に対し、引き続き補助を行って参ります。令和4年2月より実施しております職員の賃上げを目的とした処遇改善加算について、令和5年度も引き続き実施します。さらに、保護者の経済的負担の軽減のため、ひとり親世帯や兄弟児の利用料の減免に係る経費を補助するほか、保護者会が担う事務負担の軽減のため、事務補助を行う職員の雇用等に係る経費を補助します。

ファミリー・サポート・センターにつきましては、子育て支援に理解と熱意のある方と保護者を橋渡しすることにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、緊急時等の多様なニーズへの対応を図って参ります。

心身障害児生活訓練会事業につきましては、就園、就学前の訓練・指導が必要な心身障害児に対し、定期的に、基本的な生活訓練及び社会性の促進を図り、その保護者に対しては障害の正しい理解と養育技術の習得を目的とした訓練会を委託により実施をします。

令和5年度は、療育環境の整った市内幼稚園を利用して実施し、体制の充実を図ります。

3つ目の重点施策は、有配偶率の向上を目指した出会いの創出であります。

市内の有配偶率及び出生率の向上を目指し、結婚する希望を持ちながら結婚に至っていない若者に対し、商工団体や農水産関連の方、市民活動者等により構成する実行委員会において婚活イベントを実施し、出会いの機会創出を支援して参ります。

4つ目の重点施策は、教育力の向上を目指した取組や三浦らしい海洋教育の実践などです。

三浦らしい海洋教育の推進及び地域と連携した教育に取り組むことで、郷土三浦への愛着を深め、地域社会への関心度の向上につなげて参ります。

また、みうら学・海洋教育研究所や東大の三崎臨海実験所等の関係機関と連携し、市内の全小中学校で海洋教育授業を実施するほか、子どもたち自身が各校の取組を発表し合う「海洋教育の集い」を開催いたします。

グローバル教育の推進につきましては、児童生徒の英語学習の拡充を図るとともに、国際交流への関心度を深めるため、姉妹都市ウォーナンブル市等から招へいした非常勤講師や市民有志による外国語支援員を小中学校に派遣し、分かりやすい英語授業づくりを支援して参ります。

三崎小学校につきましては、教育課程特例校とし、グローバル表現科を新設します。

また、市内中学校と姉妹都市ウォーナンブル市のブラウアーカレッジとのオンラインによる定期的な交流を行います。

小学校の教育環境適正化につきましては、令和4年度に改訂を行った三浦市学校教育ビジョンに基づき、小学校の適正配置を推進するため、統廃合検討対象校を決定し隣接する小学校との統合を目指します。

初声地区におきましては、さらなる小中連携教育及び地域連携を先行して推進するため、教職員による委員会で検討を進めるとともに、地域連携のための会議を継続します。

小学校の通学環境整備につきましては、新たに徒歩通学が困難な地域から公共交通機関を利用して通学している児童の保護者に対して定期代の補助を行うほか、公共交通機関の無い地域にはスクールバスを運行し、通学の安全を図ります。

学校給食につきましては、令和4年度に事業者支援と食育を兼ねた取組として、三崎マグロや三浦牛を使用した「食よし三浦学校給食」に公費負担で取り組みました。

今後も、安全で安心な心身ともに健全な発達に寄与する学校給食を継続して参ります。

§ 7 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

重点的に取り組む施策の4つ目の基本目標は、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」であります。

この基本目標のもとに4つの重点施策を位置付けており、1つ目は市民の健康力の増進支援であります。

がんの早期発見につなげるため、集団・個別方式により検診を行います。

令和5年度は、乳がん検診の好発年齢である40歳代の女性を対象に受診勧奨や自己触診の普及啓発を行います

国庫補助事業によるがん検診については、20歳の女性に子宮頸がん検診、40歳の女性に乳がん検診の無料クーポン券を発行します。

また、20歳代の子宮頸がん検診及び40歳から59歳までの大腸がん検診の自己負担分を無料とする取組を継続します。

国民健康保険につきましては、県と連携を図りつつ、各種保健事業の推進に向け取り組むとともに財政の健全化・安定化を図って参ります。

また、様々な疾病を早期発見、早期予防をするために、35歳以上の国民健康保険被保険者を対象に市立病院において行う人間ドックを継続して参ります。

特定健康診査等事業につきましては、メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により、発症と重症化の抑止を図るため、特定健診・特定保健指導を実施いたします。

特定保健指導実施率向上を目的に、オンラインを活用した取組と市立病院への委託を新たに行います。

なお、国の法令改正に伴い、令和5年4月から出産育児一時金を50万円に増額します。

市立病院につきましては、内科の常勤医師を2名増員するとともに、不在となっていた小児科の常勤医師について横浜市立大学から派遣を受け、医療体制の強化を図ります。

施設整備は一部施設のLED化更新工事等を、医療機器は白内障手術機器の更新購入等を実施いたします。

また、公立病院経営強化プランを策定し、地域の診療所及び近隣医療機関との連携を維持し、「三浦ならではの」地域医療提供と安定した経営を目指して参ります。

2つ目の重点施策は高齢者の自立と安心の支援であります。

高齢者がこれからも元気に活躍し住み慣れた地域で生活を継続することを目指し、老人福祉保健センターのほか、地域の会館等の身近な拠点において、定期的に運動を行う「元気アップ教室」や気軽に集える「ふれあいサロン事業」を継続して実施して参ります。令和5年度は、参加者数の増加に向けた検討を行うとともに「元気アップ教室」の会場を1箇所増やします。

また、パンフレットの作成・配布、講演会や教室の開催等を実施し、介護予防の普及啓発に努めて参ります。

さらに、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。

障害のある方の状況やニーズの変化に対応し、障害の有無に関わらず、誰もが安心して豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、障害者施策全般に関する基本的な計画である障害者福祉計画、数値目標を定める障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定します。

3つ目の重点施策は財政の健全化を目指した市有財産の適切な管理運営であります。

三浦市公共施設等総合管理計画について、令和3年8月に策定した個別施設計画を反映するなど、国が示す管理計画策定の指針に沿った必要な見直しを行います。

勤労市民センターにつきましては、指定管理者制度を活用し、運営管理を行います。

なお、施設内の設備については耐用年数が大幅に経過しております。改修に多額の費用が生じることから、個別施設計画に基づき、令和5年度中の廃止を目指し、検討を進めます。

公共下水道事業につきましては、令和5年度から20年間のPFI法に基づくコンセッション方式による事業を開始いたします。

コンセッション事業の開始により、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした中長期的な投資戦略やストックマネジメント計画に基づく適切な施設更新を行い、安定的な経営の維持に努めて参ります。

また、西南部区域における汚水処理施設整備手法の検討を継続し、西部処理区・南部処理区排水処理方針の見直しを行います。

水道事業につきましては、水道水を安定供給するため老朽管の更新等を行います。

経営面では、令和3年3月に策定した三浦市水道ビジョン等の将来計画に基づき、必要とされる水道施設の更新や耐震化などの災害対策を推進するため、令和4年7月1日から水道料金を改定させていただきました。この将来計画の進捗管理を行うとともに、広域連携の理想像と位置付けた県営水道との統合について、実現に向け取り組んで参ります。

市営住宅につきましては、老朽化が著しく空き家になっている晴海、下宮田及び諸磯住宅について除却工事を実施します。入居者の方へは、家賃補償及び移転補償について丁寧に説明し、すべての方のご理解がいただけた後、市営住宅を廃止します。

4つ目の重点施策は安全・安心なまちづくりの推進を目指した空き家対策であります。

空家等に関する施策を推進するため空家等対策協議会を開催し、必要な協議を行って参ります。

また、空き家バンクの実施、空家等相談員の派遣及び各種専門家団体と連携した空家等の活用に引き続き取り組みます。

さらに、空家等対策計画の改定に向けた実態調査を実施し、調査結果を分析し改定の基礎資料とするほか、空家等の老朽危険度の状態に応じた取組や特定空家等への指定に向けた検討に取り組んで参ります。

§ 8 基本目標達成を支える基盤整備

4つの基本目標達成を支える基盤整備として3つの重点施策を位置付けており、1つ目は中心核交流機能の育成であります。

県立三崎高等学校跡地につきましては、引橋B2地区において、市庁舎、図書館等の公共的機能と民間施設から成る「市民交流拠点」として利活用を図るため、事業者を選定し、基本契約を締結した後、公共施設建設に関する工事請負契約を締結いたします。

また、引橋地区の地区計画の変更、地区内に整備する市道の詳細設計を行うほか、当該地域を下水道事業計画区域として位置付け、公共下水道施設の詳細設計を行います。

2つ目の重点施策は、広域幹線道路の整備であります。

神奈川県は、都市計画道路西海岸線について令和5年度から用地測量に着手する予定です。

引き続き、西海岸線や三浦縦貫道路Ⅱ期区間の未整備区間等の幹線道路整備促進のため、神奈川県等への要望活動の実施及び整備に係る調整を行って参ります。

また、三浦縦貫道路Ⅱ期北側区間の供用開始に伴い、隣接する市道の交通量の増加に対応するため、初声中学校付近の市道改良工事を実施いたします。

市道の補修につきましては、市民のみなさまから多くのご要望を頂いております。引き続き優先度を見極め実施をいたします。十分とは言えませんが、良好な道路管理に努めて参ります。

3つ目の重点施策は、適正な土地利用の誘導です。

三浦市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の令和6年度の改定及び策定に向けて、関連計画の把握・整理や都市づくりの課題の整理等を行います。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるために実施する県の線引き見直しについて、県が示す基本的基準に基づき、令和4年度から継続して市の原案を作成し、県関係機関と調整・協議を行い、市の都市計画素案として確定いたします。

§ 9 市民のいのちを守る災害への備え

次に、市民のいのちを守るために最も重要な取組であります災害に対する備えであります。

令和5年度は、罹災証明書のコンビニ交付、被災時の業務継続及び住民記録のバックアップデータの確保等を図るため、自治体基盤クラウド型被災者支援システムを導入いたします。

非常用食料の備蓄につきましては、「みうらっ子応援プロジェクト」に寄せられた寄附金を活用いたします。

また、老朽化した第8分団の金田詰所を管内の高台に移築し、地域防災拠点の機能強化を図るため、道路拡幅工事及び詰所建築工事を実施いたします。

次に、消防の広域化についてであります。

横須賀市への消防事務委託によりまして災害時の現場到着時間の短縮化が図られる等の効果は上がってきており、引き続き三浦市は委託に要する経費を負担いたします。

令和5年度は、消防指令システム及び三浦本署に配置されている高規格救急車の更新整備を行います。

§ 10 市民協働の取組

次に、市民協働の取組についてであります。

市民活動や文化活動の発表等を通じて市民の一体感を育む催しとして「みうら市民まつり」を実施いたします。

次に、環境対策につきましては、令和2年度に宣言した「ゼロカーボンシティみうら」の実現を効率的、効果的に推進するため、三浦市地球温暖化対策実行計画を策定いたします。

また、普通自動車と軽自動車をそれぞれ1台電気自動車へ更新をします。

また、ボランティア団体や企業等の様々な主体によるスカベンジ活動を支援します。

新型コロナウイルスの影響で見送られた各種イベントが再開されている現状を踏まえ、令和3年度に整備したコロナ禍におけるサポート体制を活用し、スカベンジ活動の充実に取り組みます。

ごみ処理につきましては、横須賀市との広域化により、ごみ処理の効率化が図られております。

令和5年度は、令和4年度に行っているごみ処理の最適化を図るための検討結果に基づき、三浦市環境センターの改修の実施設計を行います。

また、令和5年度から新たに清掃事業所で行っているびん缶選別業務を民間業者へ委託し、ごみ処理経費の削減を図ります。

さらに、地域住民による清掃活動と連携して環境パトロールを強化し、「ポイ捨てをためらうまち」を目指して参ります。

マイナンバーカードの交付につきましては、申請サポートや休日交付等を実施するほか、南下浦出張所及び初声出張所においてマイナンバーカードを交付する体制を整備し、交付率の向上に努めて参ります。

また、住民票の写しと印鑑登録証明書について、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付を令和5年3月から開始します。これに伴い、南下浦出張所で行っている土曜サービスセンターを令和5年4月末で終了をいたします。

§ 11 財源対策等

最後に、財源対策検討委員会による取組等についてであります。

財源対策検討委員会につきましては、中長期的に財政負担の大きい事業はもとより、市全体の歳入歳出状況を勘案した見直しを行うとともに、25項目の財源対策に取り組み、そのうち、11の取組について約6億1千万円の効果額を歳入歳出予算に反映させました。また、取組は、市税、国保税及び税外未収債権の徴収体制の強化による徴収率の向上、ふるさと納税の活性化であります。

市税や税外債権の徴収に当たりましては、「滞納は許さない！」という基本方針のもと、未収額の圧縮に向け、積極的な取組を行って参ります。

悪質な滞納者に対しては、債権の差押えを中心とした滞納処分を着実に実施するほか、初期滞納者には早期の文書催告を実施することによりまして、市税の収納率は、令和4年度見込みの92%から0.7ポイント以上、税外債権のうち、税務課において直接滞納整理を行う案件に係る収納率は、令和4年度見込みの11%と同等の収納率を目指して参ります。

ふるさと納税につきましては、これまで三浦市を応援していただくためにご寄附をいただいた方に深く感謝申し上げます。令和4年度も多くの方からのご寄附をいただいております。これまでにいただいた寄附金を33の事業に大切に使用させていただきます。

令和5年度も引き続きご支援いただけるよう、市内の事業者とタイアップして三浦市の特産品や三浦市でご利用いただける食事券、宿泊券、レジャー利用券等を記念品として贈呈いたします。

また、未来を担うみうらっ子が健やかに成長し、安心して子育てができる環境を整えるために、「みうらっ子応援プロジェクト」も継続して参ります。

また、効果的な魅力発信や事務の効率化を目的として、引き続き業務の一部を三浦市観光協会に委託いたします。

公債費につきましては、将来の公債費抑制の観点から臨時財政対策債を除いた普通会計の市債残高を低減させるため、新規市債発行については、元金償還額以下に抑制することに取り組んでおります。公債費負担適正化計画作成の前年度にあたる平成25年度末と令和5年度末の残高を比較いたしますと、抑制効果は約74億円を見込んでおります。

また、令和5年度普通会計から臨時財政対策債と借換債を除いた償還元金と借入額の差は約8億2千万円となっております。

次に、職員定員管理等につきましては、職員定員管理計画に基づき、計画的な職員採用を行い、業務に応じた適切な配置を行って参ります。また、職員採用試験について、受験者の利便性の向上や応募人数の増加を図るため、申込方法を書面提出から電子申請に変更いたします。

デジタル化の推進につきましては、三浦市DX推進計画に基づき、デジタル技術を活用した取組を実施します。

令和5年度は、文書管理の課題を解決し、より効率的な業務体制を実現するため、文書管理・電子決裁システムを導入します。

また、三浦市ホームページは、全ページに暗号化の対策を施すなど、令和4年度に全面的なリニューアルを実施しました。引き続き、利用者が安心して閲覧できる環境を整えるとともに、ごみ検索など新たに追加した機能を活用し、今後も効果的な情報発信に努めて参ります。

§ 12 おわりに

以上、令和5年度を迎えるに当たりまして、私の市政に臨む基本的な考え方を申し上げさせていただきました。

少子高齢化が進み、自治体経営の環境は厳しい状況が続いておりますが、引き続き、市民のみなさまの声に耳を傾け、「Yesからのスタート」を継続し、更なる前進を目指して参ります。

また、固定観念に縛られず、時代の変化に対応していかないとまちはよくなりません。「新しい発想」を意識して各施策にオール市役所で取り組んで参ります。

「三浦市は、人よし 食よし 気分よし」

市民のみなさま、議会のみなさまのご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、令和5年度の施政方針といたします。議会のみなさまには令和5年度各会計予算案並びに関連する諸議案についてご審議のうえ、ご議決をいただきますようお願い申し上げたいと思います。ご清聴ありがとうございました。